

京都市地域水道事業に関する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第115号

京都市地域水道事業に関する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

京都市地域水道事業に関する事務の委任に関する規則の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

京都市地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に関する事務の委任  
に関する規則

第1条第1項各号列記以外の部分中「同じ。）」の右に「及び特定環境保全公共下水道事業（京都市京北特定環境保全公共下水道条例第1条第1項に規定する特定環境保全公共下水道に係る事業をいう。以下同じ。）」を加え、同条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市規則及び市長が定める訓令の制定及び改廃に関すること。

第2条の見出し中「京都市地域水道の管理に関する条例施行規則」を「京都市地域水道の管理に関する条例施行規則等」に改め、同条中「委任する」の右に「地域水道事業に関する」を、「第8条各号列記以外の部分」の右に「(京都市京北地域水道の管理に関する条例第14条の規定により、京都市地域水道の管理に関する条例第24条の規定を準用した場合におけるこれらの規則の規定を含む。）」を、「規則」の右に「及び京都市京北地域水道の管理に関する条例施行規則」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前条第1項の規定により市長が上下水道局長に委任する特定環境保全公共下水道

事業に関する事務については、京都市京北特定環境保全公共下水道条例施行規則第3条第1項各号列記以外の部分及び第2項、第7条各号列記以外の部分並びに第8条第1項各号列記以外の部分及び第2項中「市長」とあるのは、「上下水道局長」と読み替えて、これらの規定を適用する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

(関係規則の一部改正)

- 2 京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

附則第4項の見出し中「地域水道事業」の右に「及び特定環境保全公共下水道事業」を加え、同項中「及び地域水道事業」を「並びに地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業」に、「京都市地域水道事業に関する事務の委任に関する規則」を「京都市地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に関する事務の委任に関する規則」に改め、「規定する地域水道事業」の右に「及び特定環境保全公共下水道事業」を、「地域水道事業」の右に「及び特定環境保全公共下水道事業」を加える。

(総務局総務部文書課)